

財団法人気象業務支援センター役員給与規程

(総則)

第1条 財団法人気象業務支援センター(以下「センター」という)の常勤の役員に対する給与の支給については、この規程の定めるところによる。

(給与)

第2条 役員の給与は、本給、通勤手当および特別手当とする。

(本給)

第3条 役員の本給は月給とし、別表「役員給与表」により会長が定めるものを支給する。

(通勤手当)

第4条 役員に通勤費の実費額を通勤手当として支給する。

(特別手当)

第5条 役員に業績を勘案し、夏期、年末および年度末において特別手当を支給することができるものとする。

2 支給の対象は、支給日当月初日に在職する役員とする。

3 特別手当の支給日は会長が定める。

4 特別手当の額は、本給に年5ヶ月を限度とした会長の定める支給割合および第11条に定める勤務期間率を乗じて得た額とする。

(給与の支給日)

第6条 役員の本給、および通勤手当(以下「給料という」)は毎月20日にその月の分を支給する。ただしその日が休日に当たる時は、その日の前におけるその日に最も近い休日でない日に支給する。

2 必要のある時は、前項の支給日をその月の適当な日に繰上または繰下げることができる。

(給与の支給方法)

第7条 給与は直接本人に支払うことを原則とするが、金融機関による給与振込制度の利用者については直接払いとみなす。

2 給与は全額払いを原則とするが法定控除(源泉所得税、住民税、健康保険料、厚生年金保険料等)およびセンターの他の規程にもとづく一般控除については、給与等から差し引くものとする。

(給料の非常時払)

第7条の2 役員またはその者の収入によって生計を維持するものの出産、疾病、災害、その他非常時の費用にあてるため請求があったときは、給料の支払前でもすでに勤務した日数に対する給料を支払う。

(傷病により欠勤した者の給与)

第7条の3 傷病による欠勤中の給与は、原則として支給しない。

(新たに役員となった者の給料)

第8条 新たに役員となった者には、その日から給料を支給する。

(役員でなくなった者の給料)

第9条 役員が退任、解任、または死亡した場合には、その日までの給料を支給する。

(日割計算)

第10条 第8条および第9条により、給料を支給する場合、その月の初日から末日まで支給する時以外の場合は、その給料の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算する。

(勤務期間率の算定)

第11条 特別手当の支給に伴う算定期間は次の通りとする。

(1) 算定勤務期間

ア 夏期 支給日までの6カ月間 (前年12月1日～5月31日)

イ 年末 支給日までの6カ月間 (当年6月1日～11月30日)

ウ 年度末 支給日までの6カ月間 (前年9月1日～2月末日)

(2) 勤務期間率

区 分	期 間 率
6カ月	1.00
5カ月以上 6カ月未満	0.92
4カ月以上 5カ月未満	0.80
3カ月以上 4カ月未満	0.68
2カ月以上 3カ月未満	0.56
1カ月以上 2カ月未満	0.44
1カ月未満	0.00

2 職員から役員に就任した者の勤務期間率の算定については、職員の勤務期間を役員の勤務期間に通算する。その期間計算は、通算して得た期間率から役員期間の期間率を差し引いたものを職員期間の期間率とし、役員および職員としての支給額をそれぞれの支給要領により計算し併給するものとする。

3 支給期間の計算は、各月1日から末日までの1カ月として算定する。

(給与の改訂)

第12条 特別の事由により、給与の改訂を必要とするときは、会長がこれを定める。

(端数の処理)

第13条 給与の支給額に円未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

附 則

この規程は、平成6年3月15日から適用する。

附 則

平成10年8月1日 一部改正適用（第3条給与表）

附 則

平成14年4月1日 一部改正適用（第3条給与表）

附 則

平成15年4月1日 一部改正適用（第3条給与表、第5条特別手当）

附 則

平成17年7月1日 一部改正適用（第5条特別手当第4項）

第3条別表

役員給与表

平成15年4月1日改正

単位：円

号俸	月 額
1	700,000
2	750,000
3	800,000
4	850,000
5	900,000
6	950,000
7	1,000,000
8	1,050,000
9	1,100,000
10	1,150,000
11	1,200,000
12	1,250,000